



県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について (運動・文化部活動における対応)

令和3年1月20日
宮崎県教育委員会

標記について、これまでの対応から以下のとおり変更する。

◎ 今後の対応

全ての県立学校の部活動を1月23日（土）から再開できることとする。ただし、具体的な部活動等の対応については、地域や各学校の感染状況を踏まえた上で、感染防止策を再点検し、指導を徹底すること。なお、当面の間、他校との交流は行わないこと。（令和2年7月22日付け文書「第1段階」）

1 部活動における感染防止対策の強化

校長は、部活動を再開するにあたり、以下の具体的な確認事項について、部活動顧問等に再度、指導を徹底すること。部顧問等は、感染者の中には無症状の方もいることを十分に認識し、生徒の観察を行うこと。また、生徒への指導に関しては、感染防止対策への自覚を高め、具体的な行動につなげること。

【具体的な確認事項】

○ 健康状態の確認の徹底

活動前の健康状態（発熱等の風邪症状の有無等）の確認を徹底すること。また、生徒本人はもちろんのこと、家族に体調不良や発熱等の風邪症状が見られる場合は、部活動の参加を見合わせること。その際、保護者への理解を十分に得ておくこと。

○ 手洗いの徹底

活動の開始前や終了後だけではなく、活動の合間にもこまめに行うこと。

○ 飛沫感染の防止対策

場面に応じて活動中もマスクを着用すること。なお、マスクを外す場合には、生徒同士が近距離で大声を出す活動等を控えさせなど、飛沫感染の防止を徹底すること。

○ 共有する用具等の消毒

器具やボール等、複数の生徒が共有する用具のこまめな消毒を行うこと。

○ タオル等の貸し借りの禁止

水分補給用のボトルやコップ、タオル等は、個人使用とし、貸し借りや共有をしないこと。

○ 屋内の換気の徹底

屋内での活動については、扇風機等を活用するなど、換気を十分に行うこと。

○ 密集を避ける行動

部室や更衣室等、狭い空間を使用する場合には、短時間の使用とし、密集を避けること。

○ 対面での食事の禁止

食事をする場合には、対面を避けるとともに座席間隔を空け、会話を控えること。なお、食事後の歓談時には、必ずマスクを着用すること。さらに部活動終了後、生徒同士で食事をすることを特に控えること。

【一時的な活動制限の検討】

感染者の増加している地域や学校では、以下の活動（国の新型コロナウイルス感染症対策分科会から示された部活動における感染リスクの高い活動）について、一時的に活動を制限することもあるので十分に留意すること。

- ① 生徒同士が組み合うことが主体となる活動
- ② 身体接触を伴う活動
- ③ 大きな発声や激しい呼気を伴う活動

2 その他

- 上記の対応は、令和3年1月20日（水）時点のものであり、今後、県内及び各学校の感染状況等によっては、段階の変更及び内容の制限を行う場合がある。
- 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。